

「シラス」と「ウシハク」の對立双用上の意義

山 本 信 哉

私は今日實は拜聽に出たのでありまして、自ら此席に立ちまして御話しようといふ考は實はなかつたのであります。ところが自分も演題を知らなかつたのでありますが、唯今「シラス」と「ウシハク」の對立双用上の意義』といふことで話をする事になつて居りました。既に私が話すといふことになつて居つて話さないのも卑法なやうにも考へますし、それでも多少準備になるかと思ひまして控を有つて居ります。非常に勇氣を鼓舞して骨を折つてやることでありますから、どうぞ其御積りで御同情下さることを前以て希望して置きます。

近頃大學の理學部の人類學の教室の方で日本の建國の殊に神武天皇の御代は紀元二千五百七十九年といふことになつて居るが、それよりも、つと古いものであるといふことをいふ人があります。是は大學自身がいふのでなくして大學の人類學の研究をして居る人がさういふことをいつて居ります。既に神武天皇の御代が二千五百七十九年よりもつと古い時代であつたといふ位でありますのに、更にそれよりも三代若くは四代以前の天孫降臨の時代に於きまして、天神天照大御神が出雲の朝に對して其方のうしはける國は我

が子孫のしらすむ國であると斯様な大御言葉を下されて居るのは實に古い時代のごことであります。寧ろ知ることが出来ないことではなからうかと思ふ位であります。申すまでもありませんが、日本の古傳説を書きました所の古事記、日本紀といふものは是は奈良朝時代、詰り元明元正の二朝の御代に書いた所のものでありまして、隨て其古事記、日本紀に書いてある所の事柄、殊に此ウシハクとか或はシラスとかいふやうな言葉がありますが、是が果して天孫降臨時代の言葉であるか、又は奈良朝時分の言葉であるか、假に又一步を譲りまして天孫降臨の時代の言葉であると致しましても、それが約千年以上も經て奈良朝時代になりましては、どれ程に意味が變つて居るかといふやうなことを考へて見ますと、實に此研究は非常な困難なこと、思ふのであります。古事記、日本紀に書いてあります所の天孫降臨時代の事蹟といふものは言語は勿論であります。其事蹟が奈良朝時分の思想、奈良朝時分の考に依つて彩られて居り若くはそれに依つて組立てられて居ると思ふことが幾らもあります。其著しい例を二つ三つ申して見ますといふと、先ず聖武天皇の御代に奈良の都を恭仁宮に御遷しの場合に、當時の御公家さんに御相談に相成つたことは無論であります。當時の先づ判任官、六位以下の低い身分の者にも恭仁宮に都を遷すことに就て御相談になつた。そののみならず今日の言葉でいへば奈良の市民にまで御相談になつて居る。是は既に天安河原に八百萬神を神集へに集へて天孫降臨の際に於て矢張り御相談になつて居る、さういふ思想と餘程似て居る。詰り萬機公論に決するといふ、奈良朝時代の思想といふものがあつて、其奈良朝時代の思想に依つて天孫

降臨の際でも亦それ以前に於ても天安河原に於て神集へに集へて萬機公論に決するといふことになつて居る所を見ますと、或は其等に共通の史料がありはせぬかといふ疑ひが起るのであります。もう一つ名高い例を申しますと、例の弓削の道鏡が天位を覬覦いたしました時に、例の和氣清麿公を時の帝、孝謙天皇が宇佐八幡宮……筑紫に御遣りになつた其復命の時に、和氣清麿公が云つて居ります、是は八幡宮の御託宣に、我國家開闢以來君臣の分定まれり天津日嗣は必ず皇儲を立てよ、無道の人は宜しく除き去るべしと斯ういふことになつて居る。無道は道無きで、古文ではアジキナシと書いてありますが、ところが此奈良朝に書きました所の古事記、日本紀、殊に日本書記を讀んで見ますと、伊弉諾尊は素盞鳴尊が多くの人民を苦しめたので、其方は無道であるから此國をしらすことは出来ぬ。宜しく根の國に行けど追拂ひになつて居る。もう一つ著しい例を申しますと、例の神武天皇から二代前の祖父様に御當りになる所の彥火火出見尊と其兄弟たる火闌降命との争ひがありました。火闌降命は御兄様であつて、それから火火出見尊は弟である。御兄様があるに拘らず海幸、山幸の争ひから御兄様の方が無道のことを仰せられた、それ故に假令兄であつても天津日嗣の位に即くことは出来ないで到頭弟の方の正しき道を踐まれた方が天津日嗣を御繼ぎになつて居るといふことがあります。是等も奈良朝時代に和氣清麿公が八幡宮の託宣に依つて、無道の者は除き去るべしといふこと、餘程共通の點があるやうに思へるのであります。原稿を書いて來ましたが、燈光が悪いので少しも見えませぬから、ぼつ／＼考へながら申します。兎に角唯今申します通り假

令御兄弟でありましても、御兄様でありましても、無道の者であつては天位を繼ぐことは出来ぬ。是等は山鹿素行といふ先生は中朝事實に於て敬服されて、無道以不可君臨宇宙、と丁度九文字述べてありますが、此文字といふものは太子を立つる所の訓戒で、皇太子を御立て申す、御養育申所の言葉として大切な言葉と申うて居りますが、成程是は山鹿先生のいはれる通り尤もなことでありまして、君たる者は詰り人民を治める、國を平らげく治めるといふことが大切で、人民を虐げるのでは君たることは出来ないのは當然のことであります。是が今日のデモクラシーのやうに人民が君を無道だからといつて押退けてはいけませんぬが、皇室御自身が無道な者は君たることが出来ないといふことを御豫約なされて居るのが日本の國體の有難い所で大變宜いと思ふ。斯様な譯でありまして皇太子になつても或は御兄様であつても無道の者は天位に即くことは出来ないと思ふ。斯ういふ譯になつて居ります。段々話が横の方に行きましたが、話の順序でありますから御清聽を願ひます。併ながら我國の古代では既に英人のチャンパーレンなどが英譯古事記の批評などに於て云つて居る通り、大體大和地方と、それから出雲地方と、それから九州地方と此三つの地方にあつた所の事柄を之を綜合して古典が組立てられて居るといふことはあります。是は大體さうなのであります。それで古典の上に親子であるとか兄弟であるとかいふことが實際の……實際といふと語弊がありますが、今日遣つて居る比較的參考になる歴史に依つて見ますと一致せぬ所があります。其一つの例を申しますといふと、令集解といふ奈良朝あたりに古事を記したものに、古事記のことも舊事紀のこ

ども引いてありますが、それを見ますと、火闌降命と彦火火出見尊の御兄弟の争ひの古事といふものを見ますと斯様に書いてある。薩摩大隅等の隼人は初は皇室に反抗した、後に歸服したものである。どうも大隅薩摩の隼人の祖先と神武天皇の祖先の彦火火出見尊とは御兄弟と見えない、初めは謀叛人とありますから、どうも實際御兄弟かどうかといふことは疑はれる傾向がある。それから更に推して行きますといふと、長髓彦が奉じて居つた所の饒速日命とそれから瓊々杵尊と先代舊事紀に依ると御兄弟と思はれる、ところが古事記、日本紀には御兄弟としてない、天神である。共に弓矢を御持ちになつた天神ではあるが御兄弟ではない、それも今日の古典に於ては御兄弟になつて居る。それから素盞鳴尊と天照大御神と御兄弟になつて居りますが、素盞鳴尊は御父様が根之堅州國に行けど仰しやつて父の命を御奉じになつて根之國、朝鮮の方に行かれたことになつて居る。是もどうも御兄弟としては多少疑ひを挾む餘地があるやうに思はれる。彦火火出見尊と火闌降尊とは古典では御兄弟となつて居るけれども是は眞の御兄弟でない所から門番として犬の鳴聲……ウオー……犬聲を揚げて朝廷の御家來になつて朝廷の御門を守る者になつて居る。斯う思ふならば眞の御兄弟、眞の親子であればそんな殘酷なことは出来ない、元々違つたものであるから斯うなると考へられぬことのないのであります。斯様に古典は今日残つて居るほんの一小部分でありますけれども、比較的確かなものに依つて比較して見ると前申した通り幾ら親でも手足の爪を抜くか或は頭の毛を引抜いて流罪に處するとか若くは兄貴を掴まへて犬の聲を出さしてウー／＼呻らして置く

とかさういふ殘酷なことをするといふことは随分ひどいことでありまして、疑はしいといふこともありません。斯様な風に奈良朝時分に書きました所の書物若くは奈良朝時代の思想といふものが随分古典には這入つて居る。随て又奈良朝時代の言語を以て書いた古典でありまして、ウシハク、シロシメスといふ言葉でも矢張り奈良朝時分の言葉を以て著したものでありますから、果してそれが天孫降臨時代の所へ及ぼして行つて「イマシノウシハケルクニハアガミノシラサムクニナリ」と天照大御神が出雲の方をウシハクと仰せられた大國主命が此豊葦原中國を治めることをウシハクといひ天孫の方はシラスといふときちんど其時から判然と區別が出来るかどうかといふことは非常な問題である。之を研究することは非常に困難であらうと思ふのであります。要するに此ウシハク、シラスといふことを研究するには少なくともウシハク、シラスといふことの詔を記載した所の書紀なり古事紀が主でありますから、古事記を書いた時代の言葉を研究せねば確實なことはいへないと思ふ。

そこでウシハク、シラスといふ二つの言葉が奈良朝時代に如何に使用されて居たかといふことに移るのであります。それは先程以來色々な方から御引きになりました。時間も無いことでありますから、大體皆様の先程仰せられた御説に従つて置いて、ウシハクといふことは専ら神様の方に使つて、或はシラスの方は寧ろ統御遊ばす方に使つてあるといふ風に解釋しても宜しい。又之を解剖して申しますとウシハクといふことも「汝之宇志波祢流葦原中國者、我御子之所治國」といふ場合もあるし又越中の立山を詠める歌

に、歎メカミノウシハキイマス。といふ場合もあるし。又、ウナハラノヘニモオキニモカムツマリウシハキイマス。といふことがありまして、海の全體とか海の内の一部分をウシハクといふことも、亦葦原中國といふ全體的にもウシハクといふことが説ける。色々區分が出来ますが、兎に角部分的にもウシハクといひ、全體的にもウシハクといふことは是は注目すべきことでありまして、シラスといふことでも先程加藤博士が仰せられました。天皇が天が下全體をシロシメスといふ場合と又臣下に於て一局部の自分の地行所をシロシメスといふこともいへる。ウシハクといふことも日本全體的にもウシハクといひ、部分的にもウシハクといひ、シロシメスといふことも日本全體もあるし僅か一個人に取つてもいへると見て居るので要するにどちらをいつても、先程皆様の御説からいつても決してウシハクとシロシメスといふも處が其のに君臣とか或は占領して我物として支配するとかいふやうな區別があるといふやうなことは決してないやあうであります。此點は河野君がいひましたが、私の友人の三矢重松君の説は面白いこと々々毎々感服して居つたのであります。要するに私の考では此ウシハクといふ言葉とシロシメスといふ言葉は元々相對的に相對して見るべき言葉ではないのであつて、各自に活動すべき言葉であつて、偶々天孫降臨の際に天照大神の詔に汝之宇志波祁流葦原中國者、我御子之所_レ知國とあつてウシハクとシラスと同時に出了たものでありますから、そこでウシハクとシラスといふ言葉を井上毅子爵は天地雲泥の差があるといはれて居りますが、さういふ區別は固よりないだらうと思ひます。若夫れさういふ區別があるとすれば、それは言語の區

別でなくして一は天照大御神の御嫡統なる所の天孫瓊杵尊の御勢力、それと葦原中國をウシハキ居た所の出雲の方の勢力、其勢力の相違。今日の言葉では天孫民族の勢力、出雲民族、出雲民族といふ程はないと思ひますけれども、さういふ言葉を藉りて申せが出雲民族の勢力に依ること、井上子爵の言を藉りていへば玉と石、火と水、それが勢力の消長からいへばさういふ相違があるので、言葉そのものからいへば何等相違はないものと思ふのであります。言語に關することは私の専門でもありません。又先刻來白鳥博士、さういふ方々の御説の方で盡きて居りますから、それは申さぬこととして、大體私の説は唯今申した通り元々ウシハクとシロシメスとは別々に存在するのであつて、偶々天孫降臨の際に天祖の詔として同時に相對して居りまして、それで君臣の別、雲泥の差、玉石水火の相違があるといふのは、それは言語そのものゝ相違でなくして寧ろ詔を御發しになつた天祖の御勢力、天祖の詔を受けた方の出雲民族の消長に依る。尙ほ精しくいへば日本の國體の淵源が朝廷の方は何處までもシロシメスといふ言葉を以て現はすやうに日本を仁徳を以て治められるといふ歴史が結昌して斯ういふ國體になつた、其國體の結昌した所の朝廷の側と又出雲の側との國體といつても面白くありませんが、歴史的事實の相違であります。大體當時用ゐられた所のウシハクとシロシメスとは言語そのものとしてばさほどの區別はなからうといふ私の説であります。甚だ詰らぬことを長々と申しまして御清聴を煩はしたことを深く謝します。今日は是で終りと致します。